

GCC における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法			
1 外資参入規制	JEITA 日機輸	(1)	外資マジョリティ出 資比率規制	・多くの国において、いまだに外資出資規制が行われており、販売拠点進出の障 害となっている。(商業資本外資独占投資が許されていない)	・販社として機動的な販売活動を実現する ため、外資に対する市場開放を実現して 欲しい。	・各国会社法または外国投 資法 ・代理店保護法			
				(対応) ・UAE 会社法 2015 年 7 月 1 日より施行され、既存の会社に 2016 年 6 月 30 日までの猶予期間認めている。					
9 輸出入規制・関 税・通関規制	JEITA 日機輸	(1)	製品輸入における 領事査証取得義務	・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コストや余計なリードタ イムが発生する。	・領事査証の要求が残っている国は世界で も数少なく、対象国に制度廃止を打診して いただきたい。	・税関関連法			
				JEITA 日機輸	(2)	輸入通関時の開品 検査	・コンテナヤードにて、かなりの高率にてコンテナを開けての開品検査が発生す る(1割程度)。また多大な時間もかかり、かつ検査にともなうコストは荷主負担と なる。検査後の積み直し時にダメージも多数発生。	・検査率が他国に比べあまりにも高いため 是正を働きかけてほしい。	・税関関連法
							JEITA 日機輸	(3)	出荷前検査
	日鉄連	(4)	セーフガード	・2016 年 6 月 9 日、輸入カラー鋼板等に対するセーフガード調査を開始。 対象は幅 600mm 以上の非合金鋼のカラー鋼板及びその他の被覆鋼板。 GCC の輸入 HS コード 7210.70 及び 7210.90 に含まれるもの。 2017 年 1 月 9 日、クロの仮決定ながらも、暫定措置の賦課無し。 2017 年 6 月 15 日、WTO 通報(措置導入の建議)。SG 税率は 1 年目:31%、 2 年目:28%、3 年目:25%。					
	日機輸	(5)	関税分類の恣意性	・WCO の HS コードの改定(HS2017)後、GCC 諸国への液晶モニター (IDP/IWB)の輸入通関において、従来の分類「PC システムに専ら又は主とし て使用されるモニター(8528.51.00 / 関税 0%)」の代わりに新設された分類「PC に直接接続でき、それと共に使用するよう設計されたモニター(8528.52.00 / 関 税 0%)」で申請するも、税関側は、「その他モニター(8528.59.00 / 関税 5%)」に 分類。止む無く関税 5%を支払い輸入中。	・関税分類のルールに則った適正な関税分 類になるように働きかけて頂きたい。	・WCO(世界税関機構)の HSEN(関税分類解説)の 通則(1、6)			
19 工業規格、基準 安全認証	日機輸	(1)	薬事関連規制等基 準対応の煩雑	・薬事関係の規制が整備されていない国々に粒子線治療装置・施設を輸出する 場合、薬事関連規制等は欧米準拠が求められることがある。また、薬事規制以 外にも放射線防護に係る規制や、医療機器の製造、輸入、販売等に関する規 制等、様々な規制が国毎に存在し、その対応が非常に煩雑となっている。	・日本の薬事取得のみでも当該国の医療 機器として承認されるよう、また、その他規 制に関しても、日本準拠であれば認可が 簡素となるよう各国政府との間で交渉頂き たい。	・薬事法等			
				(2)	独自の製品安全規 制	・製品安全関連規制の導入にあたり、独自の表示要求、各国の既存の規制との 運用の整合、国際規格との整合などについて、不明瞭な点、負担の増える点が みられる。	・産業界に不要な負担が発生する為、国際 規格に極力準拠し、負担を増やさない方 向で進めて欲しい。	・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances - BD-142004-01	

經由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日機輸	(3)	不合理な製品安全規制	<p>・2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、その後、規則に規定されていない要求が当局指定の認証機関宛に連絡され、その認証機関宛の連絡内容(要求)が、官報公示など公式連絡がないまま、認証機関により、製造者/輸入者への強制適用されている。加えて、その適合実施に対する十分な移行期間も設定されていない。</p> <p>・湾岸諸国基準認証統一に伴い、2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、各加盟国の現行規則へも適合が要求され、二重の適合性評価を要求される。</p> <p>本湾岸技術規則において、適用規格はIECの最新規格を引用しているが、その採用において最新規格発行後、1年の適用猶予期間が設けられることになったが、1年の適用猶予では最新規格の試験を実施できる試験所が不足する。全適用規格の公表がされないため、適用規格判断が困難。</p>	<p>・追加要求は規則を改正し、その改正内容を公示して広く意見を募集後、対応が可能な移行期間を設定しに実施をする。</p> <p>・規制対象製品に対して、本湾岸技術規則施行後は、各加盟国の現行規則への適合義務は失効とする。</p> <p>・IEC最新規格を適用規格として採用する際は、適用に際し旧規格との十分な移行期間を設定する。</p> <p>・適用規格リストを公示する。このとき、旧適用規格と新適用の適用への移行期間も明記する。</p>	<p>・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliance</p>
	日機輸 日機輸 日機輸	(4)	二重規制等の適用規格の問題	<p>・湾岸諸国基準認証統一に伴い、2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、各加盟国の現行規則へも適合が要求され、二重の適合性評価を要求される。</p> <p>・本湾岸技術規則において、適用規格はIECの最新規格を引用しているが、その採用において最新規格発行後、1年の適用猶予期間が設けられることになったが、1年の適用猶予では最新規格の試験を実施できる試験所が不足する。</p> <p>・全適用規格の公表がされないため、適用規格判断が困難。</p>	<p>・規制対象製品に対して、本湾岸技術規則施行後は、各加盟国の現行規則への適合義務は失効とする。</p> <p>・IEC最新規格を適用規格として採用する際は、適用に際し旧規格との十分な移行期間を設定する。</p> <p>・適用規格リストを公示する。このとき、旧適用規格と新適用の適用への移行期間も明記する。</p>	<p>・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances</p>
	日機輸 日機輸	(5)	認証取得手続き	<p>・Gマーク認証取得の申請手続きは、GSOに認定された認証機関(NB)の裁量に委ねられていることから、NB毎に要求される資料が異なり、また、膨大な量の資料の提出を求められている。製品安全、及びEMCの各規格適合を示すレポート類や、ISO認証取得の証明書のみだけで良いのではないか。</p> <p>複数のメーカーから膨大な資料を製品毎に受領し、評価するNB側も、これらの資料の保管・整理・レビューに時間を要し、認証完了までの遅延が生じていると思われる。</p> <p>・GCC低電圧技術規則において、適用規格はIECの最新規格を引用しており、最新規格発行後、2年間の適用猶予期間が設けられている。</p> <p>GSOから2017年9月に適用規格リストと旧版規格から新版規格への移行期間が公表されているが、旧版規格を適用したGSO登録済製品の更新時には、新版規格に基づく再評価、製品安全・EMCレボ改版が必要となっていることから、メーカーの負担になっている。</p>	<p>・規制当局GSOが認証取得のために必須とする資料を”具体的に”に限定すべきである。</p> <p>・旧版規格を適用したGSO登録済製品の更新手続きにおいては、新版規格を適用することなく、更新可能とすることを要望。</p>	<p>・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances – BD-142001-01</p>

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	UAE RoHS の特異な運用	・2015年TBT通報され、2017年4月公布、2018年1月1日適用開始されたUAE RoHS (Emirates control scheme to restrict the use of hazardous materials in electronic and lectrical devices)は、上市前に登録が必要な規制である。その申請書類でテストレポートを要求、また認証機関が法文・ガイドラインに規定されている適用規格(IEC63000)を超える書類の提出を要求するなど、製造者にとって負担となっている。	・RoHSの適合証明をテストレポートだけに限定せず、自己適合宣言を認めるRoHSの国際的運用への整合を希望。	・Cabinet reslution No.10 of 2017
26その他	日機輸	(1)	港湾インフラの未整備	・港湾施設の安全性に問題があり、船便での輸送リスクが高い。	・港湾施設のセキュリティ改善をして頂きたい。	
	日機輸	(2)	医療機器輸出後の継続支援の要求	・粒子線治療装置を新興国等に輸出する場合、単に機器を輸出するだけでなく、輸出相手国側の環境整備(人材や法律、保険制度、医療インフラ、建設・運営ファイナンス等)、装置導入後のアフターケア体制構築まで含めた総合的な支援が求められる。	・我が国の粒子線治療装置を有する大学や病院、研究機関と相手国の機関との間で人材交流を行い、相手国人材育成を促進して頂きたい。 ・研修生を受け入れた我が国機関には、税の軽減や施設整備費の優先割り当て等のインセンティブを与える等検討頂きたい。 ・輸出相手国への医療情報インフラ整備(遠隔操作等の医療情報インフラ整備支援、医療情報のセキュリティに関する国際ガイドラインの制定、輸出相手国の医療情報収集体制構築等)を支援して頂きたい。 ・新技術に対しても融資等公的ファンドが利用できるような仕組み作りをお願いしたい。	